

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
OJI PAPER CO., LTD.	10/01/2012
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	OJI HOLDINGS CORPORATION
Street Address:	7-5, Ginza 4-chome, Chuo-ku,
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	104-0061
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	13121815
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	2028870357
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	202-659-2930
Email:	rpelayo@kqhpatentlaw.com
Correspondent Name:	Kratz, Quintos & Hanson, LLP
Address Line 1:	4th Floor
Address Line 2:	1420 K Street, N.W.
Address Line 4:	Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20005
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	110077
NAME OF SUBMITTER:	Darren Crew
Total Attachments: 15 source=110077 Verification of Translation and Commercial Register#page1.tif source=110077 Verification of Translation and Commercial Register#page2.tif source=110077 Verification of Translation and Commercial Register#page3.tif source=110077 Verification of Translation and Commercial Register#page4.tif	

CH \$40.00 13121815

source=110077 Verification of Translation and Commercial Register#page5.tif
source=110077 Verification of Translation and Commercial Register#page6.tif
source=110077 Verification of Translation and Commercial Register#page7.tif
source=110077 Verification of Translation and Commercial Register#page8.tif
source=110077 Verification of Translation and Commercial Register#page9.tif
source=110077 Verification of Translation and Commercial Register#page10.tif
source=110077 Verification of Translation and Commercial Register#page11.tif
source=110077 Verification of Translation and Commercial Register#page12.tif
source=110077 Verification of Translation and Commercial Register#page13.tif
source=110077 Verification of Translation and Commercial Register#page14.tif
source=110077 Verification of Translation and Commercial Register#page15.tif

VERIFICATION OF TRANSLATION

Re: Partial Translation of Certificate of Current, Full Details
of Commercial Register

I, Sayuri NISHIKAWA, of Kitahama TNK Building,
7-1, Dosho-machi 1-chome, Chuo-ku,
Osaka 541-0045, Japan

hereby declare that I am the translator of the
document attached and certify that the following is
true translation to the best of my knowledge and
belief.

Signature of translator

Sayuri Nishikawa
Sayuri NISHIKAWA

Dated this 6th day of March, 2013

Certificate of Current, Full Details of Commercial Register

(Partial Translation)

7-5, Ginza 4-chome, Chuo-ku, Tokyo, Japan

Oji Holdings Corporation

Registration No. 0100-01-034743

(Page 1: the columns "Trade Name" and "Head Office")

Trade Name	<u>Oji Paper Co., Ltd.</u>	October 1, 1996 Changed
	Oji Holdings Corporation	October 1, 2012 Changed
		October 1, 2012 Registered
Head Office	7-5, Ginza 4-chome, Chuo-ku, Tokyo, Japan	

(From the bottom of page 13)

This document certifies that the foregoing information represents the currently effective and full details of the items recorded in the registry.

February 27, 2013

(By) Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar: Masaaki HIRABAYASHI (Sealed)

Ref. No.: NA753231

*Underlined portions indicate deleted items.

現在事項全部証明書

東京都中央区銀座四丁目7番5号
王子ホールディングス株式会社
会社法人等番号 0100-01-034743

商 号	王子製紙株式会社	平成 8年10月 1日変更
	王子ホールディングス株式会社	平成24年10月 1日変更
		平成24年10月 1日登記
本 店	東京都中央区銀座四丁目7番5号	
公告をする方法	電子公告の方法により行う。 http://www.ojiholding.co.jp 当会社の公告は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行う。	平成24年10月 1日変更
		平成24年10月 1日登記
会社成立の年月日	昭和24年8月1日	
目 的	(1) 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1 紙類、パルプ類およびその副産物の製造、加工ならびに売買 2 木材、合成樹脂加工製品、包装資材、化学薬品、医薬品、医薬部外品、医療機器および不織布の製造、加工ならびに売買 3 澱粉、糖化製品、水産物、農産物、酒類、飲料の製造、加工および売買 4 冷水、蒸気等の熱供給に関する事業 5 プラントの設計、据付および売買ならびに技術指導 6 林業、農業、鉱業、印刷業、倉庫業、電気、運送、不動産および土木建築工事の各種事業 7 紙パルプおよび包装用機械器具、土木建築材料の製造、加工ならびに売買 8 一般廃棄物および産業廃棄物の処理ならびに再生利用 9 造園緑化工事、水道関係の設置工事および建築内装工事 10 情報処理に関するシステム、各種装置および機械器具の設計、製造ならびに売買 11 音楽、美術、映画、演劇等各種催物の企画、制作および実施 12 教育、医療、スポーツ、宿泊、娯楽および観光に関する施設の経営 13 衣料品、食料品およびその他日用雑貨品の売買 14 損害保険代理業および生命保険募集業 15 総合リース業 16 温室効果ガス排出権の売買 17 前各号に附帯または関連する一切の事業 (2) 当会社は、前項各号の事業を営むことができる。	
	平成24年10月 1日変更	平成24年10月 1日登記

東京都中央区銀座四丁目7番5号
 王子ホールディングス株式会社
 会社法人等番号 0100-01-034743

単元株式数	1000株	
発行可能株式総数	24億株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 10億6438万1817株	平成14年 4月 1日変更
		平成14年 4月 1日登記
資本金の額	金1038億8089万7478円	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 3日登記	
役員に関する事項	取締役 篠田和久	平成24年 6月28日重任
		平成24年 7月12日登記
	取締役 近藤晋一郎	平成24年 6月28日重任
		平成24年 7月12日登記
	取締役 石田隆	平成24年 6月28日重任
		平成24年 7月12日登記
	取締役 竹内洋	平成24年 6月28日重任
	(社外取締役)	平成24年 7月12日登記
	取締役 秋山收	平成24年 6月28日重任
	(社外取締役)	平成24年 7月12日登記
	取締役 安藤温	平成24年 6月28日重任
		平成24年 7月12日登記
	取締役 矢嶋進	平成24年 6月28日重任
		平成24年 7月12日登記
	取締役 進藤清貴	平成24年 6月28日重任
		平成24年 7月12日登記

東京都中央区銀座四丁目7番5号
王子ホールディングス株式会社
会社法人等番号 0100-01-034743

	取締役 渡 辺 正	平成24年 6月28日重任
		平成24年 7月12日登記
	取締役 東 剛	平成24年 6月28日重任
		平成24年 7月12日登記
	取締役 渡 良 司	平成24年 6月28日就任
		平成24年 7月12日登記
	取締役 瀧 上 一 雄	平成24年 6月28日就任
		平成24年 7月12日登記
	取締役 島 村 元 明	平成24年 6月28日就任
		平成24年 7月12日登記
	取締役 小 関 良 樹	平成24年 6月28日就任
		平成24年 7月12日登記
	東京都杉並区高井戸東一丁目31番7-331号 パークシティ浜田山F・G棟 代表取締役 篠 田 和 久	平成24年 6月28日重任
		平成24年 7月12日登記
		平成24年 8月27日住所移転
	東京都品川区大井三丁目18番15-1305号 代表取締役 近 藤 晋 一 郎	平成24年 9月 4日登記
		平成24年 6月28日重任
	東京都台東区雷門二丁目12番8-1004号 シェルゼ雷門 代表取締役 石 田 隆	平成24年 7月12日登記
		平成24年 6月28日重任
	東京都世田谷区池尻四丁目10番1-W303号 代表取締役 進 藤 清 貴	平成24年 7月12日登記
		平成24年 6月28日重任
		平成24年10月23日住所移転
		平成24年10月31日登記

東京都中央区銀座四丁目7番5号
王子ホールディングス株式会社
会社法人等番号 0100-01-034743

	東京都大田区北嶺町39番3号 代表取締役 矢 嶋 進	平成24年 6月28日重任
		平成24年 7月12日登記
	監査役 杉 原 弘 泰 (社外監査役)	平成22年 6月29日重任
		平成22年 7月 9日登記
	監査役 上 野 健 二 郎 (社外監査役)	平成23年 6月29日重任
		平成23年 7月12日登記
	監査役 神 田 憲 二	平成21年 6月26日就任
		平成21年 7月10日登記
	監査役 田 井 廣 志	平成21年 6月26日就任
		平成21年 7月10日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成24年 6月28日重任
		平成24年 7月12日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成19年 6月28日変更 平成19年 7月11日登記	
新株予約権	王子製紙株式会社第1回新株予約権（取締役用） 新株予約権の数 44個 平成25年 1月31日変更 平成25年 2月 1日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 4万4千株 新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」）は新株予約権1個当たり1000株とする。 なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$ 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合、調整後付与株式数は当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを	

	適用する。 また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 平成25年 1月31日変更 平成25年 2月 1日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個と引換えに払い込む金額は57万9000円 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成18年8月16日から平成37年6月30日まで 新株予約権の行使の条件 (1) 新株予約権者は、平成18年8月16日から平成37年6月30日までの期間内において、当会社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ただし、この場合、新株予約権者は地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。 ①新株予約権者が平成37年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えていなかった場合 平成37年7月1日から平成38年6月30日 ②当会社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議の決定がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間 (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の①、②及び③の議案につき当会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当会社は無償で新株予約権を取得することができる。 ①当会社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ②当会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 ③当会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 <table><tr><td>平成18年</td><td>8月15日発行</td></tr><tr><td>平成18年</td><td>8月28日登記</td></tr></table>	平成18年	8月15日発行	平成18年	8月28日登記
平成18年	8月15日発行				
平成18年	8月28日登記				
王子製紙株式会社第2回新株予約権（取締役用） 新株予約権の数 68個	平成25年 1月31日変更 平成25年 2月 1日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 6万8千株 新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」）は新株予約権1個				

	当たり1000株とする。 ただし、当会社が当会社普通株式につき、株式分割（当会社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率 また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 平成25年 1月31日変更 平成25年 2月 1日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個と引換えに払い込む金額は46万4000円 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成19年7月14日から平成39年6月30日まで 新株予約権の行使の条件 (1) 新株予約権者は、平成19年7月14日から平成39年6月30日までの期間内において当会社の取締役の地位を喪失した時、その地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。 ①新株予約権者が平成38年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合平成38年7月1日から平成39年6月30日 ②当会社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議の決定がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間 (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の①、②及び③の議案につき当会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当会社は無償で新株予約権を取得することができる。 ①当会社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ②当会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 ③当会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 <table><tr><td>平成19年</td><td>7月13日発行</td></tr><tr><td>平成19年</td><td>7月25日登記</td></tr></table>	平成19年	7月13日発行	平成19年	7月25日登記
平成19年	7月13日発行				
平成19年	7月25日登記				
王子製紙株式会社第3回新株予約権（取締役用） 新株予約権の数 101個	平成24年 9月30日変更 平成24年10月 1日登記				

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 10万1000株

新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」）は新株予約権1個当たり1000株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式につき、株式分割（当会社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当会社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合、調整後付与株式数は当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成24年 9月30日変更 平成24年10月 1日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個と引換えに払い込む金額は35万1000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月15日から平成40年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権者は、平成20年7月15日から平成40年6月30日までの期間内において当会社の取締役の地位を喪失した時、その地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

（2）上記（1）に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成39年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合平成39年7月1日から平成40年6月30日

②当会社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間

（3）新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

東京都中央区銀座四丁目7番5号
王子ホールディングス株式会社
会社法人等番号 0100-01-034743

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の①、②及び③の議案につき当会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当会社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当会社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

平成20年 7月14日発行

平成20年 7月25日登記

王子製紙株式会社第4回新株予約権（取締役用）

新株予約権の数

114個

平成24年 9月30日変更 平成24年10月 1日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 11万4000株

新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」）は新株予約権1個当たり1000株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式につき、株式分割（当会社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当会社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合、調整後付与株式数は当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成24年 9月30日変更 平成24年10月 1日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個と引換えに払い込む金額は28万5000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月14日から平成41年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権者は、平成21年7月14日から平成41年6月30日までの期間内において当会社の取締役の地位を喪失した時、その地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

（2）上記（1）に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

東京都中央区銀座四丁目7番5号
王子ホールディングス株式会社
会社法人等番号 0100-01-034743

- ①新株予約権者が平成40年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合平成40年7月1日から平成41年6月30日
②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間
（3）新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
以下の①、②及び③の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

平成21年 7月13日発行

平成21年 7月24日登記

王子製紙株式会社第5回新株予約権（取締役用）

新株予約権の数

144個

平成24年 9月30日変更 平成24年10月 1日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 14万4000株

新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」）は新株予約権1個当たり1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合、調整後付与株式数は当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成24年 9月30日変更 平成24年10月 1日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個と引換えに払い込む金額は33万4000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月17日から平成42年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成22年7月17日から平成42年6月30日までの期間内において当会社の取締役の地位を喪失した時、その地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成41年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合平成41年7月1日から平成42年6月30日

②当会社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の①、②及び③の議案につき当会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当会社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

平成22年 7月16日発行

平成22年 7月23日登記

王子製紙株式会社第6回新株予約権（取締役用）

新株予約権の数

164個

平成24年 9月30日変更 平成24年10月 1日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 16万4000株

新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」）は新株予約権1個当たり1000株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式につき、株式分割（当会社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当会社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合、調整後付与株式数は当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成24年 9月30日変更 平成24年10月 1日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権1個と引換えに払い込む金額は30万7000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり
の払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権を行使することができる期間
平成23年7月16日から平成43年6月30日まで
新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成23年7月16日から平成43年6月30日までの期間内において当会社の取締役の地位を喪失した時、その地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成42年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合平成42年7月1日から平成43年6月30日

②当会社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の①、②及び③の議案につき当会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当会社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

平成23年 7月15日発行

平成23年 7月27日登記

王子製紙株式会社第7回新株予約権（取締役用）

新株予約権の数

219個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 21万9000株

新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」）は新株予約権1個当たり1000株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式につき、株式分割（当会社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金

東京都中央区銀座四丁目7番5号
王子ホールディングス株式会社
会社法人等番号 0100-01-034743

	の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当会社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合、調整後付与株式数は当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。 また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権1個と引換えに払い込む金額は18万9000円 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成24年7月18日から平成44年6月30日まで 新株予約権の行使の条件 (1) 新株予約権者は、平成24年7月18日から平成44年6月30日までの期間内において当会社の取締役の地位を喪失した時、その地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。 ①新株予約権者が平成43年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合 平成43年7月1日から平成44年6月30日 ②当会社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間 (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の①、②及び③の議案につき当会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当会社は無償で新株予約権を取得することができる。 ①当会社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ②当会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 ③当会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案				
	<table><tr><td>平成24年</td><td>7月17日発行</td></tr><tr><td>平成24年</td><td>7月31日登記</td></tr></table>	平成24年	7月17日発行	平成24年	7月31日登記
平成24年	7月17日発行				
平成24年	7月31日登記				
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記				

東京都中央区銀座四丁目7番5号
王子ホールディングス株式会社
会社法人等番号 0100-01-034743

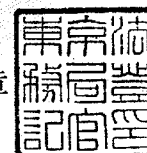
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 7月11日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 7月11日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成25年 2月27日

東京法務局
登記官

平 林 正 章



整理番号 な753231

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。PATENT 13

RECORDED: 03/11/2013

REEL: 029967 FRAME: 0256